

令和8年度 横手市キッチンカー導入支援事業補助金の概要

横手市内でキッチンカーによる事業を新たに開始する中小企業者を支援し、地域の賑わいの創出及び避難所でのキッチンカーを活用した食事提供体制の強化を図ることを目的に、中小企業者の方に対して、初期投資にかかる経費の一部を補助します。

令和8年4月 商工労働課

項目	内容
補助対象者	<p>次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内に住所もしくは事業所を有する、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に定める中小企業者で、新たにキッチンカーによる事業を始められる者。 ・ 事業計画が明確であり、事業の実現性が高い事業であること。 ・ 未加入者においては、市内商工団体へ加入すること。 ・ 市税を滞納していないこと。 ・ その他市長が適当でないとする者ではないこと。
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法上、「調理営業」に該当するものとし、調理済みのパンや弁当などの移動販売車は対象外。 ・ 温冷環境に配慮して食事を提供するための環境が整備されていること(季節に適した食事提供ができること)。 ・ 市のイベントへの参加要請がある場合は協力すること。 ・ 申請は1事業者1回までとし、キッチンカーによる営業をこれまで行っていないこと。(過年度の補助金採択者の申請不可) ・ 導入したキッチンカーを活用し、営業2年目以降は年間で80回程度またはそれ以上営業を行うこと。 ・ 補助を受けてから5年間キッチンカー事業を継続する意思があること。 ・ 事業開始後5年間は年度末に事業報告を行うこと。 ・ 食品衛生法、移動販売業務に関係する法令を遵守すること。 ・ 導入したキッチンカーをキッチンカー以外の用途に使用しないこと。 ・ 大企業等のフランチャイズ・チェーンに加盟していないこと。 ・ キッチンカーの自動車検査証上の「使用の本拠の位置」が横手市内であること。 ・ キッチンカーの自動車検査証上の「所有者」が申請者と一致していること。 ・ 避難所での食事の提供協力等の災害時応援協定を市と締結すること。 ・ 実績報告書の提出までに横手保健所で営業許可を取得すること。 ・ 生産物賠償責任保険(PL保険等)に加入すること。 ・ 内閣府の災害対応車両登録制度(D-TRACE)へ登録し、災害発生時には県内外の自治体から要請に応じキッチンカーによる炊き出し実施に努めること。
対象経費等	<p>以下の経費が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両改造費：ガス、電気、販売用カウンター、車両ラッピングなどの製作に要する経費 ・ 設備導入費：コンロ、シンク、冷蔵庫、給水用タンク、蓄電池などキッチンカー内の制作に要する経費 ・ その他事業に要する備品(ひとつで10万円以上のものが対象、中古は不可)等。 ・ 広告宣伝費：販促チラシ、メニュー等の印刷、立看板、のぼり等の製作費 <ul style="list-style-type: none"> ・ ※車両購入費用、消費税及び地方消費税、自動車関連の税など公租公課は補助対象外となります。 ・ 補助対象の支出が課税取引である場合、支払金額を1.10で除した金額が対象となります。


<p>備品について</p>	<p>本補助金で購入した設備備品は、当該設備備品等の減価償却期間が経過するまでは、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません（寄付も不可）。 上記に違反した場合は補助金を返却して頂く事になります。また、購入した設備備品には、備品番号をつけ、台帳を備えるなど適正に管理してください。毎年、商工労働課にて確認作業をいたします。</p>
<p>補助金額等</p>	<p>補助対象経費の1/2以内・上限200万円とします。 ※千円未満切捨てとします。</p>
<p>提出書類</p>	<p>申請者は、補助対象事業に着手する前に以下の書類を商工労働課に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 税情報確認同意書 ④ 補助対象経費の見積書 ⑤ 施工前写真（購入後の車両、購入前の場合はカタログの写真） ⑥ 付近の見取り図（車の保管場所） ⑦ 完成予想図（車両の完成イメージ、外装や内装の設備備品の配置予定が分かるもの） ⑧ 市内商工団体への加入または支援が分かる書類の写し ⑨ 下記の該当する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書の写し（個人）※開業して間もない方は開業届の写し ・開業届の写し（個人 および 県外から移住の方） ・法人登記簿の写し（法人のみ） ⑩ 誓約書 ⑪ その他市長が必要と認める書類
<p>募集期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・募集期間は、次のとおりとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1期：令和8年4月1日から5月15日まで 受付終了後に審査会を開催し、採択の可否を決定します。 ・第2期：令和8年6月1日から10月30日まで（随時受付） 受付終了後に審査会を開催し、採択の可否を決定します。 ※期間内に予算の上限に達した場合はこの限りではありません。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に事業を行っている場合は交付の対象となりません。 ・採択にあたっては、令和7年度に採択されたキッチンカーのメニュー（ピザ・ラーメン・焼きそば）との重複状況を考慮し、内容の異なる事業を優先する場合があります。 ・車両は令和9年1月末までに完成するものが対象となります。 ・横手市との災害協定、内閣府の災害対応車両登録制度（D-TRACE）を含め、補助事業は令和9年3月末までに完了するものが対象となります。※内閣府の災害対応車両登録制度は申請から登録まで3週間ほどかかります。 ・国又は県の同性質の補助金等の交付を受ける場合は交付の対象となりません。 ・創業者にあつては商工団体又は横手市が開催する起業セミナーに参加すること。 ・補助金交付から5年以内に補助対象設備等を使用しなくなった場合（廃業含む）は補助金を返還することになります。 （※本人の責によらない場合を除きます） ・事業開始後5年間は年度末に事業報告を行うこと。

補助金申請から交付までの流れ

横手市役所商工労働課

① 事前相談	申請前に横手市商工労働課へご相談をお願いします。実施予定の内容が補助対象になるか、横手保健所へ相談を実施しているかなど確認いたします。 ※事前相談については、必ず商工労働課へ連絡の上、ご来庁ください。
② 申請	キッチンカー導入支援事業補助金交付申請書に記入し、必要書類を添えて提出してください。担当が内容を確認しますので、直接ご持参ください。 ※受付は土、日、祝日を除く
③ 審査会	申請内容について、審査会において申請者ご自身にご説明いただきます。当日は申請書の内容をもとに事業概要をご説明いただき、その後、審査員との質疑応答を行います。(説明時間10分・質疑応答10分程度を予定しています。) 審査にあたっては、事業内容、期待される効果、経費の妥当性などの観点から総合的に評価します。
④ 交付決定	補助金審査会にて補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知いたします。(申請後2～3週間程度かかります。)
⑤ 車両改造の着手・備品購入	補助金の交付決定を受けてから着手(購入)してください。交付決定前に着手した改造や交付決定前に購入した備品は交付対象になりません。
⑥ 車両改造等の実績及び成果報告	改造等完了・代金支払い後、必要な書類を提出してください。 ○実績報告に必要な添付書類等 ・実績報告書 ・収支決算書 ・領収書の写し(宛名は申請者名と一致するようにしてください)や口座振替記録(支払が完了したと判断できる書類) ・業者が発行する工事費や備品購入費を証する明細書や請求書 ・写真(ナンバーが確認できるもの、施工後の内部・外部の現状が分かるもの。購入した備品など) ・自動車検査証の写し(記録事項の写し)、使用の本拠の位置が横手市内であること、所有者が申請者であることが必要。(ローン支払いにより所有者がローン会社等になっている場合を除く) ・備品管理台帳(10万円以上の備品) ・災害時応援協定締結書の写し(総務企画部危機対策課と締結したもの) ・横手保健所で取得した営業許可証の写し ・災害対応車両登録制度(D-TRACE)の車両登録通知書の写し ・その他市長が必要と認める書類
⑤補助金の交付	実績報告書の内容を審査し、補助金の交付を行います。

当該補助金の概要及び申請書、実績報告書等の書類については、横手市ホームページに掲載しております。以下のホームページ番号を、横手市のホームページの検索欄に入力するとご覧いただけます。

キッチンカー導入支援事業の ページ ID : 1011954 ↓ページ二次元コード↓ 	問い合わせ先 横手市役所商工観光部商工労働課 〒013-8601 横手市中央町8番12号 (かまくら館5階) TEL : 0182-32-2115 FAX : 0182-32-4021 E-mail : shoko@city.yokote.lg.jp
---	---